

## 海部東部消防組合新庁舎整備事業にかかる基本協定書（案）

海部東部消防組合新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）に関して、海部東部消防組合（以下「組合」という。）と、〇〇を代表企業とする設計・建設事業者（●●異業種特定建設工事共同企業体をいう。以下、総称して「事業者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、事業者を選定事業者に決定したことを確認し、事業者が本事業を遂行する目的で組成する異業種特定建設工事共同企業体と組合が本事業を実施するための設計及び建設工事に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、組合及び事業者の双方の義務について定めることを目的とする。

### （組合及び事業者の義務）

第2条 組合及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。  
2 事業者は、前項の理解を前提に、建築物の設計、建設工事を一体として整備するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。また、事業者は、本事業に係る令和8年〇月公表の募集要項（以下「募集要項」という。）を遵守するものとする。

### （異業種特定建設工事請負事業者の組成）

第3条 事業者は、令和〇年（△△年）\_\_月\_\_日までに、本事業を行う異業種特定建設工事共同企業体を組成し、当該共同企業体に係る協定書の写しを組合に提出する。  
2 事業者の代表者は、本施設の建設工事業務を実施する構成企業となるものとする。事業者の代表者は組合との協議等における窓口となるほか、事業契約に定める事業者の義務を履行するために事業者間の調整を行うものとする。

### （業務の委託、請負）【事業者の構成に合わせて加筆修正】

第4条 事業者は、設計関連業務を〇〇に、建設工事業務を〇〇に、工事監理業務を〇〇にそれぞれ行わせるものとする。

### （事業請負契約）

第5条 組合及び事業者は、本協定締結後、令和〇年（△△年）\_\_月\_\_日を目途に、事業契約の仮契約に係る協議を行い、これを締結せしめるべく最大限努力するものとする。なお、仮契約は、本事業に係る事業契約に関する議案が海部東部消防組合議会の議決を経た場合に本契約となる。

2 事業者は、協議の際に改めて入札時積算数量書及び見積書を提出し、組合と協議するも

のとする。

(事業契約締結不調の場合における処理)

第6条 組合及び事業者は、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、既に組合及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 事業契約の締結までに、事業者のいずれかが、本事業に係る【募集要項 II 応募者に関する条件 2 応募者の備えるべき参加資格要件 (1) 共通の参加資格要件】における参加資格を欠く事態が発生した場合、又は本事業の事業者募集に係る不正行為が判明したときは、事業契約に係る契約を締結しない。

3 事業者の責に帰すべき事由があり、事業者が本事業を行う者としての適格を欠くと判断される合理的な理由がある場合も前項と同様とする。

4 組合は、第2項又は第3項のいずれかの事由が生じた場合、事業者に対し、【事業契約の契約金額の10分の1に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額】を違約金として請求することができるものとする。事業者の各構成企業は、かかる違約金の支払義務を連帯して負担するものとする。

(準備行為)

第7条 事業契約締結前であっても、事業者は、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為(設計に関する打ち合わせを含む。)を行うことができるものとする。

2 事業者は、事業契約締結後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を設計関連事業者、工事監理事業者及び建設工事請負事業者に引き継ぐものとする。

(秘密保持)

第8条 組合及び事業者は、本協定又は本事業に関して相手方から開示を受けた情報のうち開示不可と意思表示があったもの及びその性質上秘密性を有するものについて、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。

2 次の情報は、前項の開示不可に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
- (4) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (5) 組合が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- (6) 組合が組合議会の請求に基づき開示する情報

3 組合及び事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

#### (個人情報保護)

第9条 事業者は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、組合が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から事業者が作成した個人情報（以下、これらを「個人情報」と総称する。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び海部東部消防組合情報公開条例（平成13年9月6日条例第3号）並びに海部東部消防組合情報公開・個人情報保護審査会規則（平成13年9月6日規則第8号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。

2 事業者は、個人情報を、本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。

3 事業者は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が生じた場合には、組合に対し、速やかに報告する。

4 前3項に定める他、事業者は、個人情報の保護に関する事項について、組合の指示に従わなければならない。

#### (有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日を始期とし、本事業の事業契約の締結日を終期とする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らなかった場合には事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。

#### (準拠法及び管轄裁判所)

第11条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本協定、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本協定の変更は書面で行う。

4 本協定に係る訴訟については、名古屋地方裁判所をもって合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

#### (定めのない事項)

第12条 本協定に定めのない事項については、募集要項及び事業契約に定めるところに従うほか、募集要項及び事業契約に定めがないときは、組合及び事業者が別途協議して定める。以上を証するため、本協定を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

(組合) 愛知県あま市七宝町遠島十坪 119 番地 1  
海部東部消防組合  
管理者 印

(事業者) ○○異業種特定建設工事共同企業体

代表者  
[住所]  
[商号]  
[代表者氏名] 印

構成員  
[住所]  
[商号]  
[代表者氏名] 印

構成員  
[住所]  
[商号]  
[代表者氏名] 印

構成員  
[住所]  
[商号]  
[代表者氏名] 印